

しんまちくかっせいかけいかく
新間地区活性化計画



静岡県・静岡市

平成20年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	新聞地区活性化計画						
都道府県名	静岡県	市町村名	静岡市	地区名	新聞地区	計画期間	H20 ~ H22

目 標

農林水産物直売施設を整備することにより、農林業者の所得向上と地産地消の推進を図る。また、周辺地域の農林水産物を地区住民に供給し、地区住民も利用できる身近な施設を目指すことにより、居住環境の改善を図る。更に農林水産物直売施設を拠点に消費者との積極的な交流を推進し、交流人口を32千人/年(H17~H19平均値)から、平均43千人/年(H20~H22平均値)に増加させる。

なお、静岡県では「静岡県農林水産業新世紀ビジョン」を策定し、農山村地域の活性化のため、平成22年度までに農山村活性化人口(中山間地域の定住人口と1日当たり交流人口の合計値)666千人/日を目指し、グリーン・ツーリズムを通じた活性化施設等の支援を行い当地区もモデルとして推進を図っているところである。

目標設定の考え方

地区の概要

静岡県静岡市葵区新聞は静岡市中心部より北西に8キロほど離れた地区で、人口は平成19年9月現在2,723人、安倍川最大の支流藁科川中流部に位置している。地理上は、都市的地域との接点を持つが、大多数が標高200mから500m級の山々に挟まれた傾斜地である。

地区の面積は1,436ha、そのうち農地面積104ha、林野面積1,110haで地域に占める農林地の割合は85%と極めて農林業の振興が重要な地域である。

当地区は、お茶・いちご・自然薯の生産が盛んな地域である。特に茶業は古くから地域の生活基盤となっているが、ほとんどの茶園が急峻な傾斜地にあり、農業従事者の高齢化が小規模な農業経営をより厳しくしている。そこで、その状況を打破するべく、茶業検討委員会が組織され茶工場の再編を急速に進めている。

現状と課題

新聞地区の農業を取り巻く状況は深刻である。特に基幹産業の茶業においては、新興産地からの安価な茶の流入、原料茶、ペットボトルの生産量増加による茶価の下落、農業従事者の高齢化などにより、農業生産活動の減退や農業所得の減少が進んでいる。

現在、当地区では田植えやお茶摘み体験などの地域交流活動を行っているが、開催規模は小さく、外部との交流機会は少ない状況である。当地区の豊かな自然や農林水産物を積極的に提供することで、都市住民等との交流機会を増やし、農山村と都市との相互補完による地域活性化を実現することが課題である。

今後の展開方向等

新聞地区は、市街地から程近く、都市住民等の往来が比較的多い地域である。また、平成18年度に完成した「高山・市民の森」の玄関口となっている。当地区はこの立地条件を最大限活用し、都市住民等との交流、地域農林水産物の活用を通じ地域の活性化を目指していく。具体的には、都市住民等との交流拠点となる農林水産物直売施設を整備し、当地区で生産された農林水産物を幅広く販売する予定である。更に、交流人口増加の手段として、グリーン・ツーリズム事業の活用や地域の特色を生かしたお茶摘み体験、収穫祭など体験イベントを季節ごと開催する予定である。

なお、活性化計画最終年度の翌年度には、新聞地区の交流人口の増加について、目標達成状況を検証する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
静岡市	新間地区	地域資源活用総合交流促進施設 (農林水産物直売・食材提供供給施設)	(有)ネクト	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
静岡市	新間地区	中山間地域等直接支払交付金	静岡市	H12 ~ 実施
静岡市	新間地区	担い手育成畑地帯総合整備事業	静岡県	H16 ~ H20 実施
静岡市	新間地区	強い農業づくり交付金	新間ほたる茶植栽管理組合	H19 ~ 実施

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

新聞地区(静岡県静岡市)	区域面積	1,436ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係 新聞地区は総面積1,436haのうち、農林地が1,214haで全体の85%を占めている。また、農林業従事者は、256人で就業人口2,015人に占める割合は13%である。当地区の農林業は、土地の保全、水源の涵養、やすらぎの場確保等多面的機能の維持に重要な役割を担っている。		
②法第3条第2号関係 当地区は農業生産活動の減退や農業所得の減少が進んでおり、それらを少しでも解消することが急務の課題である。農林水産物直売施設は、地域産物を直接販売することができ、課題解消に向けた手段である。施設を最大限活用し、農業体験などの地域間交流をおこなうことが、地域産物の販売促進に繋がることから、それらの環境整備が地域活性化に有効である。また、当地区は市街地から程近く、都市住民等の往来が比較的多い地域である。更に、「高山市民の森」の入り口で、ハイカーの往来もあることから、交流人口増加向け多くの利点を持っている。このようなことから、農林水産物直売施設を拠点とした地域間交流の場として適切かつ有効な地域である。		
③法第3条第3号関係 区域の人口密度は189人/km ² で、静岡市の人口密度513人/Km ² と比較してかなり人口密度が低い地域である。当地区は市街地形成区域ではなく、都市計画法に基づき指定された用途地域は含まれていない。居住地が点在している以外は農林地である。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	
<h1>該当なし</h1>													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等	<div data-bbox="533 596 1294 810" style="border: 1px solid black; padding: 20px; font-size: 48px; font-weight: bold;">該当なし</div>	
① 設定され、又は移転される権利の存続期間に		
② 設定され、又は移転される権利の残存期間に		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画最終年度の翌年度6月までに、事業実施主体から実績報告書の提出を求め、活性化区域の交流人口の増減を把握した上で、計画主体である静岡県と静岡市が目標達成状況の検証を行う。